

第5回 富士見市地域公共交通会議会議録

| | | | |
|------------|--|--|-----------------|
| 会議の名称 | 第5回富士見市地域公共交通会議 | | |
| 開催日時 | 平成29年3月17日(金) | 開会 | 午後2時00分 |
| | | 閉会 | 午後4時00分 |
| 開催場所 | 市長公室 | 出席者数 | 委員定数20名中 出席者14名 |
| 出席者 | 委員 | 深野富雄委員、島田アサ子委員、白砂栄子委員、酒本孝委員、 山崎俊明委員、三上秀樹委員、板谷和也委員、柳瀬光輝委員、 平野由紀委員、藤倉英行委員、奥村敬一委員、島田臣己委員、 久米原明彦委員、細田幸雄委員 ※欠席 清水実委員、照井誠委員、鶴岡洋委員、高原昭委員、 真家正人委員、川角和嗣委員 | |
| | 事務局 | 【事務局職員】 柴崎建設部長、近藤交通・管理課長、 森川道路・交通政策担当課長、江口交通・管理課副課長、 荒川交通・管理課専門員、堺交通・管理課主任技師 | |
| 配布資料 | 【会議資料】 第5回富士見市地域公共交通会議 次第 第5回富士見市地域公共交通会議 席次表 第5回富士見市地域公共交通会議 出席者名簿 富士見市地域公共交通会議委員名簿 資料1 富士見市デマンド交通実証運行(案)について 資料2 デマンド交通実証運行スケジュール | | |
| 公開・ 非公開 | 公開(傍聴 3名) | | |

会 議 事 項

1 開会 柴崎建設部長

2 会長あいさつ 富士見市副市長 奥村敬一

3 議事

(1) 富士見市デマンド交通実証運行（案）について

会議資料1により事務局から説明。

質疑応答

委 員：デマンド交通の精算方法について伺います。

事務局：運行事業者が、市に利用状況の実績報告を行うとともに、利用料金の半額分を請求していただきます。その報告を受けて、市が運行事業者へ支払いを行います。

委 員：運行日について、毎日とあるが、年末年始の運行について伺いたい。ふじみ野市のお出かけサポートタクシーは運休しており、年末年始は、各タクシー会社ともに、稼働できる台数が少ないため、デマンド交通の対応ができない可能性があるため運休を検討いただきたい。

事務局：年末年始は、大半の企業が休んでおり、タクシー会社も同様と考えます。そこで、事務局としては、年末年始の運行について、タクシー事業者が参加するのに弊害があるようであれば、運休の方向で調整したいと考えていますが、委員の皆様の意見をいただければと思います。

委 員：年末年始の稼働台数は、どのくらいになるのか。

委 員：会社により違いはありますが、保有台数の3～4割程度となります。

会 長：年末年始の運休については、市とタクシー会社で協議し、調整してください。本日の会議では、委員の皆様は年末年始の運行は難しいということを理解していただく形で良いと思います。

委 員：実証運行方法は、本日決定するのか。内容によっては、本日決定できない事項があると思うが。

会 長：本日、この場でできる限り決定したいと考えています。しかしながら、この場で決定できない事項は調整事項にしたいと考えています。

委 員：タクシーは、乗車拒否ができない規則となっているため、運行日を毎日とした場合、年末年始の運休は、苦情の対象になるのでは。

事務局：近隣市町のデマンド交通等では、年末年始は運休となっております。

委員：市としてのデマンド交通を行う目的は。

事務局：デマンド交通実証運行は、市民の移動実態のデータ取得を目的と考えております。

委員：交通政策のための実験データとして、活用をするということによろしいでしょうか。

事務局：その通りです。

会長：年末年始につきましては、事務局と運行事業者間で調整をしてください。

委員：デマンド交通の利用料金について、300円では、既存公共交通に影響が出ると考えられたが、今回のタクシーメーター半額であれば、あまり影響が出ないと考えられる。利用料金は、この設定で良いのでは。

委員：運行台数制限なしということですが、何台を想定していますか。

事務局：三芳町のデマンド交通のような運行台数を2台に限定することはいたしません。本市では、今後、埼玉県乗用自動車協会に加入しているタクシー事業者で、かつ、市内東武東上線構内の使用許可を得ているタクシー事業者にお声掛けして、協力いただけるタクシー事業者の稼働できる台数のすべてを対象にしたいと考えていますので、現時点では台数の想定はしていません。

委員：運行台数に関して、一般の利用者に影響が出る恐れがあるため、台数を制限してはどうでしょうか。

委員：ふじみ野市でお出かけサポートタクシーを運行しているが、現状各社2台と台数制限があるため、利用ができない状況が発生している。市民の移動実態のデータ取得を目的とする今回のデマンド交通実証運行については、制限なしで良いと思う。また、新規にデマンド交通を利用する人は少なく、普段タクシーを利用している人が利用するケースが多くみられます。東松山市も運行台数制限なしで行っていますが、影響が出たという話は伺っていない。これらのことから、運行台数に制限は設定しない方が良いのではないかと思います。

委員：タクシー事業者において、対応が可能であれば問題ないと思います。今回はデータを取得し、今後の検討材料にさせていただければと思います。

委員：タクシーの状況はわからないが、駅構内のタクシーがなくなるといった事態になったときに、柔軟に対応ができるようにしてください。今回のデマンド交通実証運行に乗車してもらいたい人は、どんな人で、どの地域の人なのか、またどのように周知をしていくのか、教えてください。

事務局：今回のデマンド交通実証運行は、福祉目的の政策ではない。利用してもらいたい人は、東武東上線西側地域、南畑地域などバス路線がない地域の人。日常生活において、移動が困難な高齢者や障がい者、子どもがいる人など

を想定しています。周知活動については、ホームページや広報、必要に応じて三芳町のように、各団体の会議等で説明会を行うことも検討しています。

委員：三芳町で、多くの説明会をやったが、知らない人もいた。そのため、周知は難しいと思いますが、出来る限りしていただければと思います。

委員：広報に関して、今回実証運行を行う目的についても、しっかりと周知してほしいと思います。

事務局：目的をしっかりと周知していきます。

(2) デマンド交通実証運行スケジュールについて

会議資料2により事務局から説明。

質疑応答

会長：前回会議においても、話がありましたが、委員の皆様の任期は2年ですが、延長を予定しているとのことですので、よろしく願いいたします。

委員：運行事業者の選定方法は。

事務局：埼玉県乗用自動車協会に加入し、市内東武東上線3駅の駅構内使用許可を得ている事業者にお声かけをし、協定書を締結する予定です。

委員：タクシー事業者とうまく調整し、多くの事業者に参加してもらえるようにしてください。

委員：タクシー事業者には、運行エリアというものがあります。今回の運行方法ですと、遠くのエリアを運行している事業者まで参加となると、回送運賃が多くかかり、利用者の負担が増えてしまうので、近くの事業者にした方が良いと思います。また、移動実態のデータ取得が目的であり、運行システムを導入するのであれば、個人タクシーや特殊な介護タクシーだと利用が困難と考えられますが、今回は個人タクシー、介護タクシーは想定しないという考えでよろしいでしょうか。

事務局：あくまで、市民の移動実態のデータ取得を目的とし、運行システムを導入し、分析していきたいと考えているため、委員ご質問のとおり、個人タクシー・介護タクシーは想定していません。

委員：周知方法についてですが、ホームページ、広報以外についての方法は。

事務局：必要に応じて、地域ごと、各団体の会議などで説明を行うことを検討しています。

委員：デマンド交通以外の既存の公共交通への影響も含めて分析をしてはどうか。

事務局：分析は、既存の公共交通を含め行う予定であり、市内公共交通の見直しのためにデマンド交通実証運行を行います。

委員：デマンド交通を本格運行する意向はないのか。

事務局：現段階ではない。ただし、分析の結果、デマンド交通を行うのが良いのか、

市内循環バスの見直しをするのが良いのか、地域公共交通会議において、協議・検討したいと考えています。

委員：登録をしなかった人に対してのアンケート調査を実施してはどうか。

事務局：平成27年度に市民3,000人に対してアンケート調査を行っていますので、その調査結果を含め、今後、分析していく中で必要であれば、検討していきます。

会長：今後の課題としてください。

委員：共通乗降場に記号・番号を表記してはどうか。また、予算を上回った場合は、事業を中止にするのか。

事務局：共通乗降場の表記に関しては、利用者が見やすいように工夫していきたいと思えます。予算を上回った場合ですが、担当といたしましては、庁内で検討し、補正予算の要求をし、6ヶ月間の実証運行を行いたいと考えています。

委員：事前登録していない人は、利用できないのか。

事務局：通常のタクシー利用方法と同様に利用対象は、事前登録をしている人ですが、登録者が予約をし、同乗という形であれば、登録をしていない人でも利用は可能と考えています。

委員：介護の場合、介護者が共通乗降場で乗車し、要介護者宅を經由し、目的地へ行く方法は、可能であるか。

事務局：調査し、検討いたします。

会長：介護というのはきわめて大事なことです。混乱のないようルールを作ってください。申請時に介護目的であれば利用できるのか。また、介護の場合に限らず、様々なケースが考えられますので、きちんとルールを作るよう、事務局で今の意見を踏まえて、精査してください。

委員：利用者の方の確認のための証明書のようなものを予定しているのか。または、名前や電話番号でOKとするのか。先ほど予約システムがあるとの話があったが、予約システムで名前とか登録番号を確認するのか。極端な例ですと、名義貸しのような事態が発生する可能性がある。実証運行ではそこまでしなくても良いかもしれないが、本人確認が明確にならないといけないのかなと思います。

事務局：本人の確認につきましては、事前に登録用紙に必要事項を記入の上、提出していただき、データ化いたします。そのデータをデマンド交通に参加いただく、タクシー事業者と登録情報を共有します。利用者の確認につきましては、その情報を基に予約時にオペレーターが行います。

委員：子供がいる場合、子供も登録が必要なのか。

事務局：登録している親御さんと同乗利用の場合は、登録の必要がありません。

委員：志木市・ふじみ野市のデマンド交通等の利用対象者が高齢者等に限定して

いる理由を教えてください。

事務局：高齢者や障がい者など日常の移動が困難な人の外出の機会を増やす目的があると聞いています。当市は、まず市民の移動実態のデータを取得し、今後の交通政策を構築していくことを考えています。

委員：デマンド交通をやめる基準はあるのか。

事務局：現状、基準数値を設定していない。

委員：利用料金について、タクシーメーターの半額以下になることはないのか。また、アンケートに利用料金のことをふれてもいいのでは。

事務局：現段階では、利用料金はタクシーメーターの半額と考えています。

委員：デマンド交通を継続して運行する可能性はあるのか。

事務局：今回の結果次第では、あると考えています。富士見市市議会において、デマンド交通実証運行について、いくつか質問・要望がありました。まず、共通乗降場として、志木駅・柳瀬川駅の追加との要望でしたが、基本市内移動を考えており、例外として市外病院を設定しましたので、設定は考えていません。次に、各駅前広場にデマンド交通乗降場の看板の設置の要望がありました。実証運行ということと共通乗降場一覧に表記する予定であることから設置は考えていません。これらについて、委員の皆様の意見をいただきたいと思えます。

委員：共通乗降場は、市全体を網羅しているのか。

事務局：自宅を含んでおり、共通乗降場 369 箇所を設定しておりますので、網羅していると考えています。

委員：デマンド交通の乗降場について、共通乗降場に設定している病院等に確認をした方がいいのでは。また、確認しなければならない場所もあるのではないか。

事務局：通常のタクシーと同様の考えで、必要がないと考えていました。

委員：今回のデマンド交通は、通常のタクシーと同様のため、確認や看板の設置は必要ないと思われる。

会長：このことについては、よく調査し、後で問題が起きないように、事務局は対応してください。

委員：この政策について反対する方はいないと思えます。しかしながら、詳細な部分について、利用者に分かりやすくしてください。また、地図上に共通乗降場 369 箇所をプロットした方が良いと思えます。記号や番号で表記すればより間違いが減ると思えます。志木駅、柳瀬川駅については、市として、市内の移動に対して支援・補助していきたいという主旨を貫徹する姿勢であれば、追加しない方が良い。タクシー事業者と相談し、2 駅を追加しても台数を十分に確保できるのであれば良いが、遠くの乗降場を設定すると、そこを行ったり来たりすると、それだけで時間がかかり、結果とし

て、利用をお断りすることになると思う。要望が多く、タクシーも対応できるのであれば、本格運行をすると決めた時に検討すれば良いと思いますので、今回は実証運行ということなので追加しなくても良いと思います。また、駅前広場の表示看板に関しては、実証運行の段階で必要ないものと考えます。共通乗降場の権利者との調整は必要であると思われます。

4 閉会 柴崎建設部長